

つちはし事務所通信

7

July

2017



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル 2F
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2017年7月1日



障害者雇用率の引き上げを予定 平成30年4月から2.2%



障害者雇用促進法の改正により、平成30年4月1日から、精神障害者の雇用が義務化され、法定の障害者雇用率の算定式に精神障害者が追加されることが決定しています。このことなどを踏まえて、同日から障害者雇用率を引き上げるため、政省令の見直しが進められています。そのポイントは次のとおりです。

障害者雇用促進法施行令などの一部改正案の概要(障害者雇用率の引き上げを予定)

● 障害者雇用率

平成30年4月から、次のように引き上げる。

- ・ 一般の民間企業【現行：2.0%】
→2.3%(当分の間2.2%、3年を経過する日より前に2.3%)
- ・ 国及び地方公共団体並びに特殊法人【現行：2.3%】
→2.6%(当分の間2.5%、3年を経過する日より前に2.6%)
- ・ 都道府県等の教育委員会【現行：2.2%】
→2.5%(当分の間2.4%、3年を経過する日より前に2.5%)

	現行	当分の間	引き上げ後
一般の民間企業	2.0%	2.2%	2.3%
国及び地方公共団体並びに特殊法人	2.3%	2.5%	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.2%	2.4%	2.5%

● 報告対象事業主（1人以上の障害者の雇用義務がある事業主）

障害者雇用率を見直す結果、障害者である労働者の雇用に関する状況の報告義務の対象となる事業主（報告対象事業主）の範囲の見直しも必要となる。一般の民間企業においては、次のとおり。

【現行：50人以上の労働者を雇用する事業主】

→43.5人（当分の間45.5人、3年を経過する日より前に43.5人）以上の労働者を雇用する事業主

確認 障害者雇用率制度の概要

事業主は、従業員に占める身体障害者・知的障害者（平成30年4月からは、精神障害者も追加）の割合を、「障害者雇用率」以上にする義務があります。

具体的には、各企業が雇用すべき障害者の数を、次のように計算します〔除外率を考慮しない原則〕。

常時雇用する労働者の数(短時間労働者は1人につき0.5人として算入) × 障害者雇用率※ …1人未満は切り捨て

※上記 障害者雇用率参照。一般の民間企業では「2.0%」「2.2%」「2.3%」と引き上げ予定)

なお、企業が重度の障害者を1人雇用している場合は、2人の障害者を雇用したものとみなす(ダブルカウント)などのルールがあります。

確認 障害者雇用状況報告の概要

報告対象事業主は、毎年6月1日現在の障害者の雇用に関する状況(障害者雇用状況報告)をハローワークに報告する義務があります。





「徳島市働き方改革制度整備事業奨励金」について



徳島市では、企業等に対し、働き方・休み方の改善^{*}に係る経費を助成することにより企業等の働き方改革を推進することを目的に「徳島市働き方改革制度整備事業奨励金」の募集を随時行っています。

※働き方・休み方の改善とは…従業員の長時間労働の削減及び年次休暇等の取得促進に向け、目標及び取組内容を定め、全社的に取り組むこと

交付対象者

①徳島市職場環境改善・働き方改革宣言企業として承認された者、②徳島市内に主たる事業所を置く本市民であること、③過去において労働基準関係法令違反の事案がないこと、④市税の滞納がないこと、⑤風俗営業を行っていないこと、⑥暴力団等の反社会的勢力と無関係であること等の6つの要件全てに該当する事業主が対象となっています。

※一般社団法人・一般財団法人・NPO法人・医療法人・社会福祉法人等は対象外です。
詳しくは徳島市HPに掲載されておりますのでご確認ください。



奨励の条件

- ①徳島市職場環境改善・働き方改革宣言を実施する場合に、当該制度整備事業を実施可能。
※制度整備事業のみを行うことはできない。
- ②要綱に定める制度及びその他市長の認める制度^(注1)を新たに整備すること。
- ③必要に応じて労使協定を結ぶとともに、その内容を就業規則^(注2)その他規則に明文化すること。



(注1) 短時間正社員制度、テレワーク制度、時間単位での年次有給休暇制度、育児・子育て・介護等目的休暇制度など15種類の制度が対象

(注2) 作成した就業規則その他規程は管轄の労働基準監督署への届出を行うこと。

奨励金の額

対象事業者の制度整備1件につき10万円を交付する。但し、同一事業者に対する上限は同一年度につき20万円とする。 ※予算額に達し次第、事業を終了

申請手続きは、宣言企業の承認決定後、制度整備事業着手の前日までに市へ申請を行うこととなっています。交付対象者としての条件をクリアしているか、働きやすい環境を整えるにはどのような制度を導入したらよいかなど、ご相談をお受けしております。どうぞお気軽にお申し付けくださいませ。



あとがき◆つちはし事務所より

☆「働き方改革」という言葉が流行語のようになっていますが、具体的にはどうすればいい？ と悩まれている事業主様も多いのではないのでしょうか。今年6月1日から徳島市ではじまった、「徳島市働き方改革制度整備事業奨励金」では、女性、若者等の就業を促進するために、①フレックスタイム制度 ②短時間正社員制度 ③テレワーク制度 ④在宅勤務制度 ⑤勤務間インターバル制度 ⑦朝方の働き方 ⑧週休3日制度 ⑨業務繁忙に応じた休日の設定 ⑩年休の契約的付与 ⑪記念日休暇制度 ⑫記念日等有給休暇 ⑬時間単位の年次有給休暇 ⑭連続リフレッシュ休暇 ⑮育児・子育て・介護等目的休暇制度 ⑯ボランティア休暇制度 などの制度を導入して就業規則を整備することで、1件10万円、の奨励金が支給されるというもの。

具体的な就業規則の文言など、分からないところはつちはし事務所までお問い合わせ下さい、

